別表六の二（三）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の9第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の9第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

「(12)　＞　5　％　の　場　合

$\frac{9}{100}+((12)-\frac{5}{100})\times 0.3$

（小数点以下3位未満切捨て）

（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）　」

2　(13)の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

別表六の二（三）　試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・　・	法人名	

試験研究費の額の合計額（別表六の二(三)付表「2」）		1	円	
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4		
平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計）		5		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6		
税額控除割合の計算	連結親法人事業年度が平成29年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 (6) ≧ 10％の場合	7	0.1	
	連結親法人事業年度が平成29年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 (6) ＜ 10％の場合 $(6)\times 0.2+\frac{8}{100}$（小数点以下3位未満切捨て）	8		
	連結親法人事業年度が平成29年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 税額控除割合 (7)又は(8)	9		
	連結親法人事業年度が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合 増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計）	10	円
		増減試験研究費の額 (1)－(10)	11	
		増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	12	

税額控除割合の計算	連結親法人事業年度が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合 (12) ＞ 5％の場合 $\frac{9}{100}+((12)-\frac{5}{100})\times 0.3$（小数点以下3位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）		13	
		(12) ≦ 5％の場合 $\frac{9}{100}-(\frac{5}{100}-(12))\times 0.1$（小数点以下3位未満切捨て）（0.06未満の場合は0.06）	14	
		税額控除割合 (13)又は(14)（(10)＝0の場合は0.085）	15	
税額控除限度額 (4)×((9)又は(15))			16	円
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）			17	
(6) ＞ 10％の場合の特例加算割合 $((6)-\frac{10}{100})\times 2$（小数点以下3位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）			18	
当期税額基準額 (17)×(0.25又は(0.25＋(18)))			19	円
当期税額控除可能額 ((16)と(19)のうち少ない金額)			20	
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「7の①」）			21	
法人税額の特別控除額 (20)－(21)			22	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）